

トピックス

知的財産訴訟の専門委員 ～先端化・細分化する技術への対応

近年、知的財産の保護に関して、司法の果たすべき役割への期待が高まっています。このような期待にこたえるため、裁判所では、かねてから知的財産訴訟の充実かつ迅速な審理の実現を目指し、さまざまな工夫を試みてきました。

その結果、右の表でもわかりますように、知的財産訴訟は年々増加の傾向にあります。平均審理期間（訴えの提起から終局までにかかる期間の平均）は年々短くなってきています。これは、まさしく裁判所が目指してきた審理の充実・迅速化の現れであるといえるでしょう。

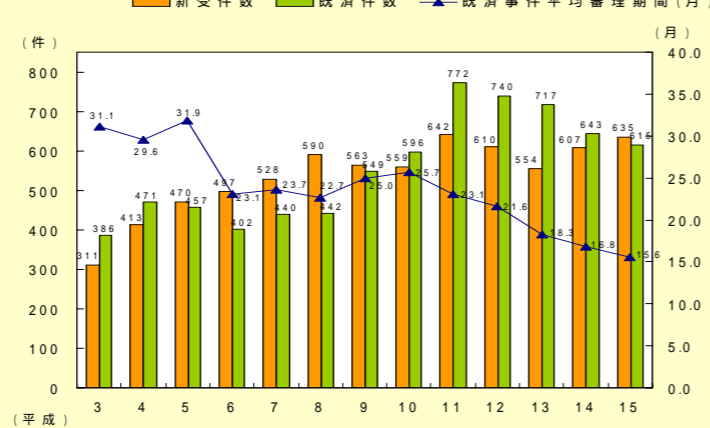
そこで、本コーナーでは、その試みの一つとして、平成16年4月1日から導入された「専門委員制度」について、知的財産権や知的財産訴訟の特徴を踏まえながら、ご紹介します。

知的財産権とは

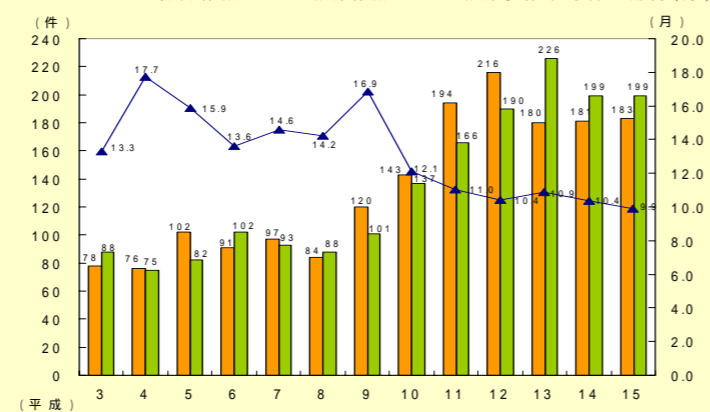
皆さんは、「ペットボトル入りのお茶」を飲んだことがありますか。実は、あの「ペットボトル入りのお茶」はいろいろな知的財産権によって守られているのです。

まず、中身の「お茶」ですが、普段家庭で入れるお茶と違い、長い間放置しておいても、ずっと透明で、沈殿物も出ないなど思ったことはありませんか。この「お茶」には、長時間放置しておいても沈殿物等が生じないような工夫が製造過程においてされているので

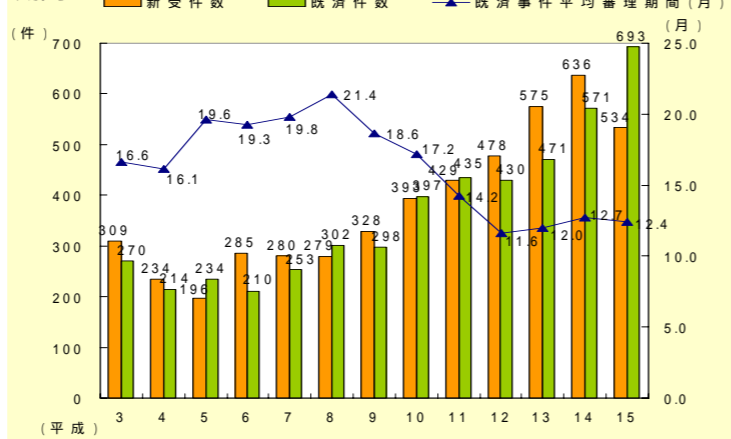
全国地裁第一審における知的財産訴訟の新受・既済件数及び平均審理期間



全国高裁控訴審における知的財産訴訟の新受・既済件数及び平均審理期間



審決取消訴訟(第一審・東京高裁)の新受・既済件数及び平均審理期間



す。この工夫は、皆さんも一度は耳にしたことのある「特許権」*₁という権利によって保護されている場合があります。

次に、皆さんが手にしたペットボトルの形を思い出してください。その中に、特徴のある形をしたものはありませんでしたか。このようなペットボトルの形状のデザインは、「意匠権」*₂という権利によって守られています。

それから、ペットボトルの表面には、ビニール製のラベルがついていますよね。そのラベルの表示を思い出してください。そこに、発売元のロゴやマークが、文字や図形で表示されていたという記憶はありませんか。このロゴやマークは、「商標権」*₃という権利によって守られていることがあります。

このように、知的財産権という権利は、名前は仰々しくても、皆さんが、普段何気なく接しているものを守っている、とても身近な権利なのです。

知的財産訴訟の特徴～高度な専門性～

このような知的財産に関する訴訟には、知的財産権が侵害されたとき（勝手に使われた場合など）に、侵害行為によって生じた損害の賠償や侵害行為の差止めを求めるものや、

特許庁の審決等の取消しを求めるものがあります。これらの訴訟では、いずれも技術専門的な点が問題になります。

例えば、先ほどの「お茶の製造過程における工夫」が特許権として特許庁で認められたとしましょう。しかし、同業者から、その工夫は、その当時の同業者のだれもが容易に思いつくようなもので、特許権として保護すべきではないと、その取消しを求める訴えが提起されたとします。

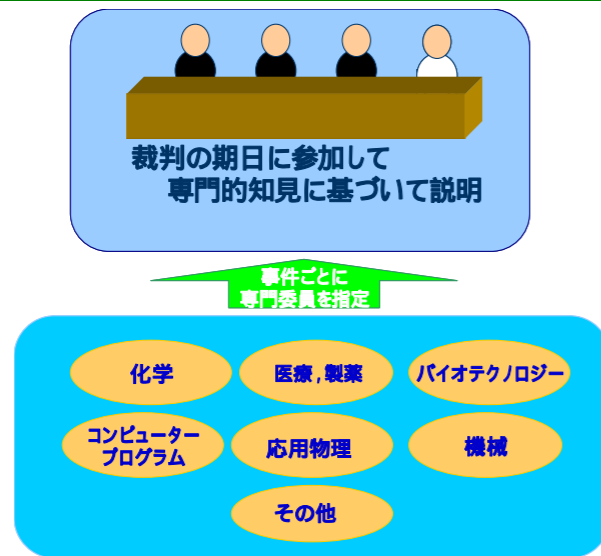
通常のお茶は、時間の経過に伴い、茶葉に含まれている金属イオンとその他の成分（例えば、ポリフェノール等）との結合によって混濁や沈殿物を生じるため、その当時の同業者の間では、ペットボトル用のお茶の製造過程において、いかにお茶本来の香味を損なうことなく、金属イオンを除去できるかが課題であったとしましょう。そして、当時、同業者間で開発された技術では、金属イオンは除去できても、お茶の味が変化し、本来の香味が損なわれてしまうものばかりであったのに対し、その工夫だけがお茶本来の香味を損なうことなく金属イオンを除去する方法であったという場合には、その工夫は「特許権」として保護されるにふさわしいということで、同業者の訴えは認められないこ

主な知的財産の概要

特許権* ₁	高度な発明
実用新案権	実用的な小発明
意匠権* ₂	デザイン
商標権* ₃	商品等のマーク
著作権	文芸、美術、音楽等
不正競争防止法	にせもの防止等



最先端の技術的知見を有する「専門委員」が訴訟に参加



とになります。

つまり、この訴訟においては、「当時、同業者のだれもが容易に思いつかなかった工夫であるのかどうか」という技術専門的な点が問題となりますが、その分野の専門的知識なくして、このような問題を適正に判断することは、至難の業です。

そのため、もともと、このように技術専門性の高い知的財産訴訟においては、裁判所が専門的知見を活用できるようにしておく必要があります。これまでも「裁判所調査官」という科学技術の専門家を訴訟手続に参与させる制度がありました。

知的財産訴訟の専門委員

皆さんもご存知のとおり、近年の科学技術はめざましく進歩しています。そのため、知的財産訴訟においても、最先端の複雑な科学技術が問題となることが多くなりました。また、科学技術の先端化は、同時に技術分野の細分化をもたらしました。

そこで、冒頭でご紹介したとおり、先端化・

細分化しつつある科学技術に関する裁判所の専門性を高め、更なる充実した審理の実現を目指し、平成16年4月1日から知的財産訴訟において「専門委員制度」が導入されました。

知的財産訴訟の専門委員は、人工知能、生命工学（バイオテクノロジー）、光デバイス、プラズマ・核融合工学等の最先端の科学技術を研究する職にある人たちを始め、各技術分野の第一人者といわれる人たちから構成されています。そして、知的財産訴訟手続における各段階で必要に応じて、裁判所に対し、中立公平な立場から訴訟で問題となっている科学技術等について説明をする、いわばアドバイザーとして、訴訟手続に参与しています。

つまり、知的財産訴訟では、先ほどご紹介した「裁判所調査官」という専門家に加えて、「専門委員」という新たな専門家を訴訟手続に協働的に参与させ、急速に先端化・細分化しつつある近年の知的財産訴訟に対応した制度を導入することによって、より充実かつ迅速な審理の実現を目指しているのです。

知的財産訴訟の裁判例については、裁判所ホームページ「<http://www.courts.go.jp/>」に様々な分野のものを掲載していますのでご参照ください。

裁判所めぐり

金沢 地方 家庭 裁判所

■ 石川県と金沢について

石川県は、地図で見ると長靴を逆さにしたような格好で、北は「能登」、南は「加賀」と呼ばれています。「能登」と「加賀」という旧国名は、石川県を二分する地域名として県民に広く親しまれています。「能登」は、北前船などに見られるように古くからの日本海交易の基地として栄え、「加賀」は、NHKの大河ドラマでも取り上げられた前田利家（1538-1599）が統治するようになってから、焼物、能、茶の湯などの伝統文化が盛んになりました。



名古屋高等裁判所金沢支部
金沢地方裁判所本庁庁舎

県庁所在地の金沢市は、石川県のほぼ中央部、加賀地方の北部に位置し、本願寺蓮如が、1471年、現在の金沢城公園の地に道場を開いて尾山と称してから門前町として発達しました。後に尾山御坊（御坊＝寺院や僧坊の敬称）が建設され、一向一揆の本拠となりましたが、織田信長配下の武将、佐久間盛政が尾山御坊を滅ぼし、その後に尾山城を築きました。1583年、前田利家が尾山城に入城し、金



金沢家庭裁判所本庁庁舎

沢城と改名した後は城下町として発展してきました。

石川県は、金沢市を中心とした周辺地域に人口が集中し、それ以外の地域では過疎化が大なり小なり進んでいます。一方、昨年7月、能登地方に空港が開港し、羽田空港との間を1日2便往復するようになりました。搭乗率も順調に伸びており、能登地方への観光客の誘致に役立つアクセスとして、地元から大きな期待が寄せられています。



金沢城公園

■ 石川県の裁判所

石川県には、金沢地方・家庭裁判所本庁、支部3か所、簡易裁判所5か所、家庭裁判所出張所1か所があるほか、名古屋高等裁判所金沢支部も置かれています。



公事場

金沢城絵図 (金沢市立玉川図書館所蔵)



公事場図 (金沢市立玉川図書館所蔵)

金沢地方・家庭裁判所本庁は、金沢市を流れる2本の川、浅野川と犀川(さいがわ)の中間辺りに位置し、周囲には日本三名園の一つである兼六園や加賀前田家の居城があった金沢城公園があり、環境にとっても恵まれています。

この場所は、加賀藩の公事場(当時の藩の最高裁判所に当たり、牢獄や死刑執行所も設置されていた役所)の跡地でもあり、昔から裁判と縁があったところです。



百万石踊り流し

毎年6月には前田利家の金沢入城を記念する「百万石祭り」が開催され、祭りのメインである前田利家の入城を再現する百万石行列は、裁判所の前も通ります。夕方には「百万石踊り流し」という約1万人の市民による盛大な踊り大会が市の中心部で行われ、裁判所職員の中にもグループでこの踊り流しに参加している人がいます。



兼六園



石川県の三文豪
(左から室生犀星, 泉鏡花, 徳田秋声)

■ 「裁判所職員」室生犀星

裁判所というと、文学とは縁遠いと思われるかもしれませんが、かつて金沢の裁判所には、著名な詩人・小説家となった職員が勤務していました。泉鏡花、徳田秋声とともに「石川県の三文豪」と呼ばれ、「ふるさとは遠きにありて思ふもの」(詩集『抒情小曲集』所収「小景異情」より)で有名な室生犀星(1889-1962)です。

犀星は、13歳のときに家の都合で高等小学校を退学し、明治35年5月9日、金沢区裁判所(現在の簡易裁判所に相当する。)に給仕として就職しました。当時、裁判所には俳句を作る会があり、犀星はそこで職場の先輩に勧められて俳句を作り始めました。文学のおもしろさに魅せられた犀星は、やがて新聞に投稿するようになり、作品も掲載されるようになりました。20歳の時に金沢区裁判所金石出張所(現在の金沢地方法務局金沢西出張所に所在していた。)に転任しましたが、明治42年9月、裁判所を退職し、その後新聞社を経て、文壇の道へと進みました。裁判所に勤務していたのは7年間と短い期間ですが、『私の履歴書』『泥雀の歌』等の犀星の自伝小説には、当時の裁判所の様子も書かれています。多感な時代を過ごした犀星の履歴書は、現在も金沢地方裁判所に保管されています。

■ 広報活動

今年5月、「裁判員が関与する刑事裁判に関する法律」が成立し、今後5年以内に、国民の中から選ばれた人が裁判に参加する「裁判員制度」が開始されます。金沢地方・家庭裁判所でも「裁判員制度」を含め、広く裁判手続を皆さんに知ってもらうために、様々な広報行事を行っています。中でも、一般市民や中高校生を対象とした模擬裁判が好評です。これは、参加者の方に裁判官、検察官、弁護人役(時には被告人役も)を演じてもらい、裁判所で用意したシナリオに従って刑事裁判を進めていくというものです。進行はシナリオどおりですが、最後は裁判官役の方が、自分で考えた判決を言い渡します。後で参加者の方に感想を聞きますと、「事実を認定することや人を裁くことは難しいことですが、それだけに裁判所の重要な役割がよく分かりました。」という答えが多く返ってきます。

こうした模擬裁判や裁判所の見学会は、金沢地方・家庭裁判所に限らず、全国各地の裁判所でも実施していますので、機会があれば是非皆さんも参加してみてください。

